

# 法人化について

専務理事 宮城敏夫

はじめに

当協会は、昭和58年2月に、沖縄県下の設備設計事務所によって、技術者団体として発足し、以来足掛け20年間、地道に活動を続け、現在では会員145社、内正会員45社、準会員1社、賛助会員99社となりお互いに技術力の研鑽と地域社会の発展の為に、寄与し努力している所です。

公益法人化については当協会の永年の懸案事項として、現在までその実現に向けて努力し実績を重ねてきましたが、今回県の主務課と相談し法人化が実現できるように努力している所です。協会の設立の目的の一つに、設備設計事務所の社会的地位の向上があります。法人が許可されれば、公的に当協会の活動が認められ社会的に、大きな意義を持つことになり任意団体として不可能であった諸活動が、可能になり社会的信用が増大します。

今までは任意団体として、他の団体との共催による普及活動等を行ってきましたが、今後はより一層公益的事業を推進し、公益法人として法人格を取得し、社会的な信用を得ることが、必要であると考えます。

## 1. 公益法人の設立

公益法人の設立については、民法、指導監督基準、各主務官庁の定める監督規則等により、申請、審査、許可に関する手続きが行われることとなります。

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものとして、その公益性が認められた上で、主務官庁によって設立が許可され、法人格を付与されているという社会的信用の他、各種の税制上の優遇措置等の特典を有しています。現在当協会は、公益法人設立相談を県の主管課とすすめているところです。設立相談のその構想について、目的及び事業の公益性等、又法人運営の健全性と継続性等についても確認中であります。

このような相談の結果、主務官庁においてこの法人の設立の意義を認め健全かつ継続的な運営の見通しがついた場合は、設立責任者に内諾を与え、責任者は設立申請書類の原案を作成することとなります。設立申請書に添付する書類として、設立趣意書、定款、寄付行為、当該年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書、設立総会議事録等があり、主務官庁においてその書類を確認、審査の上、社団法人として許可されることとなります。

## 2. 設立趣意書と定款

設立趣意書及び定款の一部を掲載します。

### 1) 設立趣意書

近年、建築物は社会環境の多様化、高度化、大型化、複雑化が進み技術革新の進歩も目覚しく、防災・公害・省エネルギーの問題等、建築の中での設備部門が占める割合も大きく、ますます重要になって来ております。

これらの社会的要請に応じるため、設備設計事務所の果たす役割はさらに重要性を増してきています。このような背景のもとに、建築設備にかかる設計、工事監理業務の一層の適正化を図るため昭和58年5月建築士法の改正により、建築設備士制度(建築士法第20条3項)が設けられ、その具体的内容については、昭和60年11月建設省告示により定められましたが、平成13年3月には従来の大匠告示から建築士法施行規則が改正され、その第2章の3に於いて「建築設備士」が「章立て」され資格が一段と明確化されました。それは建築設備全般に関する知識と技能を有した建築設備技術者として建築士に対して、建築設備の設計及び工事監理に対する適切なアドバイスを行うことの出来る資格者として位置づけられました。

このような建築物に於ける設備部門が重要視される中、沖縄県設備設計事務所協会は、昭和58年2月26日に沖縄県下の設備設計事務所によって技術者団体として発足し、以来19年間地道に活動を続け、現在では、正会員44社、準会員1社、賛助会員99社となり、お互いに技術力の研鑽と地域社会の発展のために、寄与し努力しているところです。

ところで、21世紀は自然エネルギー、水資源の大切さ、IT革命、又は、高齢社会に備え福祉対策等が急務になっている現在、建築物に於ける設備の果たす役割は格段に向上することが求められており、更に活動を強化することが社会的にも必要となってきております。特に本県は、離島県のため他県の設備設計協会との交流が少なく行政的情報が遅く、活動に支障をきたす場合があります。又、本県の建築関係団体の建築士事務所協会、建築士会等すべて法人化されており、共催活動又は、公的委員の派遣等社会的においても充分活動できないのが、現状であり早急の法人化が望まれます。

本協会は、今までは任意団体として他の団体との共催による普及活動等を行ってきましたが、今後はより一層の公益的事業を主体的に推進していくためには公益法人として法人格を取得し、社会的な信用を得ることが是非とも必要であると考えてい

ます。

そして、当協会々員が一致協力して県民に、対する設備関係の相談窓口や、講演会の実施など生活環境の向上ひいては建築文化の向上を目的とした啓発活動を展開していきたいと考えています。

このような目的を、達成するため「社団法人沖縄県設備設計事務所協会」を設立し、積極的な公益事業の推進を図っていかうとするものであります。

## 2) 定款(抜粋)

社団法人 沖縄県設備設計事務所協会(案)

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は社団法人沖縄県設備設計事務所協会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は事務所を沖縄県浦添市字西原334番地20に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、建築設備等の知識に関する普及、啓発及び情報の提供社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査、研究並びに建築設備設計に関する人材の育成などを行い、もって県民の安全で快適な生活の発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 事 業

#### (事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築設備設計及び工事監理業務の向上発展に関する調査研究
- (2) 建築設備に関する講習会、講演会及び見学会の開催
- (3) 建築設備に関する相談及び苦情処理等地域社会に貢献する事業
- (4) 建築設備等の知識に関する普及・啓発及び情報の提供
- (5) 建築設備設計に関する人材の育成
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成する為必要な事業



一般社団法人 沖縄県設備設計事務所協会